

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の背景・趣旨

介護保険制度は、創設から20年以上が経過し、サービス利用者は制度創設時と比べ3倍以上となり、介護が必要な高齢者の生活を支える仕組みとして定着し、サービスの充実が図られています。今後の人口の構成の変化や医療・介護のニーズが地域ごとに異なる中で、持続可能な制度を確保していくことが重要となっています。

国では、地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み量を踏まえ、介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取り組み内容や目標を検討することが重要であるとしています。

本市の高齢化率は国や愛媛県と比較して、高水準で推移しており、南予地域の市部で最も高い水準となっており、令和27（2045）年には高齢化率が50%を超過する見込みとなっています。

このような状況の中、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を一層推進し、地域共生社会の実現に向けた「西予市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下、「本計画」）を策定します。



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」

平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年

## 2. 国の動向

---

---

### (1) 介護保険制度の方向性

第9期介護保険事業計画の作成に向けた検討を踏まえ、国は主に次のとおり見直しのポイントを示しています。

#### ① 介護サービス基盤の計画的な整備

- ・サービス提供事業者を含め、地域関係者とサービス基盤整備の在り方を議論することの重要性
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護など、地域密着型サービスの更なる普及

#### ② 地域包括ケアシステムの深化・推進

- ・地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- ・認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取り組み
- ・重層的支援体制整備事業などによる障がい者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- ・高齢者虐待防止の一層の推進
- ・介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- ・地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性

#### ③ 介護人材及び介護現場の生産性の向上

- ・ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ・介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性

### (2) 認知症基本法の成立

令和5（2023）年6月、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が国会で成立しました（令和6（2024）年1月1日施行）。法では、認知症の人も認知症でない人もお互いに支えあいながら、それぞれの個性や能力を発揮できる活力ある社会の実現を目的としています。

### 3. 計画の位置づけ

#### (1) 法的根拠

本計画は、本市の高齢者福祉施策と介護保険事業を含めた、高齢者に対する福祉事業全般を総合的に推進するため、老人福祉法に基づく市町村老人福祉計画（高齢者福祉計画）と介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画を一体のものとして策定するものです。

第2期計画までは、「介護保険法」「老人福祉法」「老人保健法」に基づき介護保険事業計画と高齢者保健福祉計画を一体的に策定することが求められていましたが、医療制度改革による改正法の施行により、「高齢者の医療の確保に関する法律」（平成20（2008）年施行）に改称され、保健事業は健康増進法へ移行しました（75歳以上の老人医療制度は後期高齢者医療制度へ移行）。

本市では、西予市健康増進計画に基づき市民の健康づくりを推進してきたことから、介護予防事業をはじめとする保健関連施策を高齢者福祉計画として、介護保険事業計画と一体的に策定することとしています。

本計画の中では、市町村老人福祉計画としての施策を第5章、市町村介護保険事業計画としてのサービス見込みや介護保険料を第6章に位置づけています。

#### 老人福祉法第20条の8

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

#### 介護保険法第117条第1項

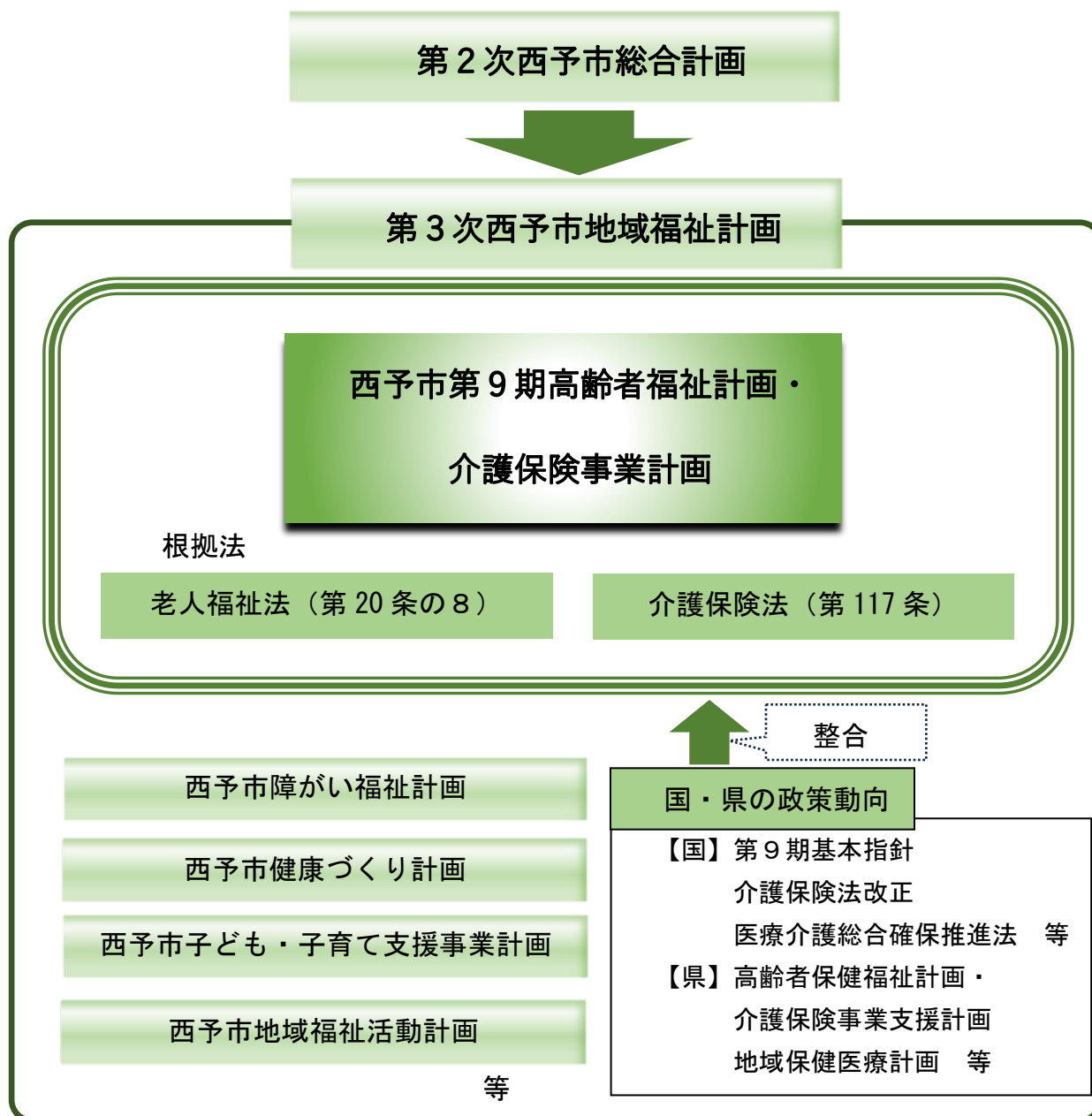
市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

## (2) 他計画との関連

本計画は、国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」及び関係計画をはじめとして、愛媛県の定める「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業支援計画」「医療計画」及び「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」等、高齢者を取り巻く国・県の政策動向と整合をとって策定・推進するものとします。

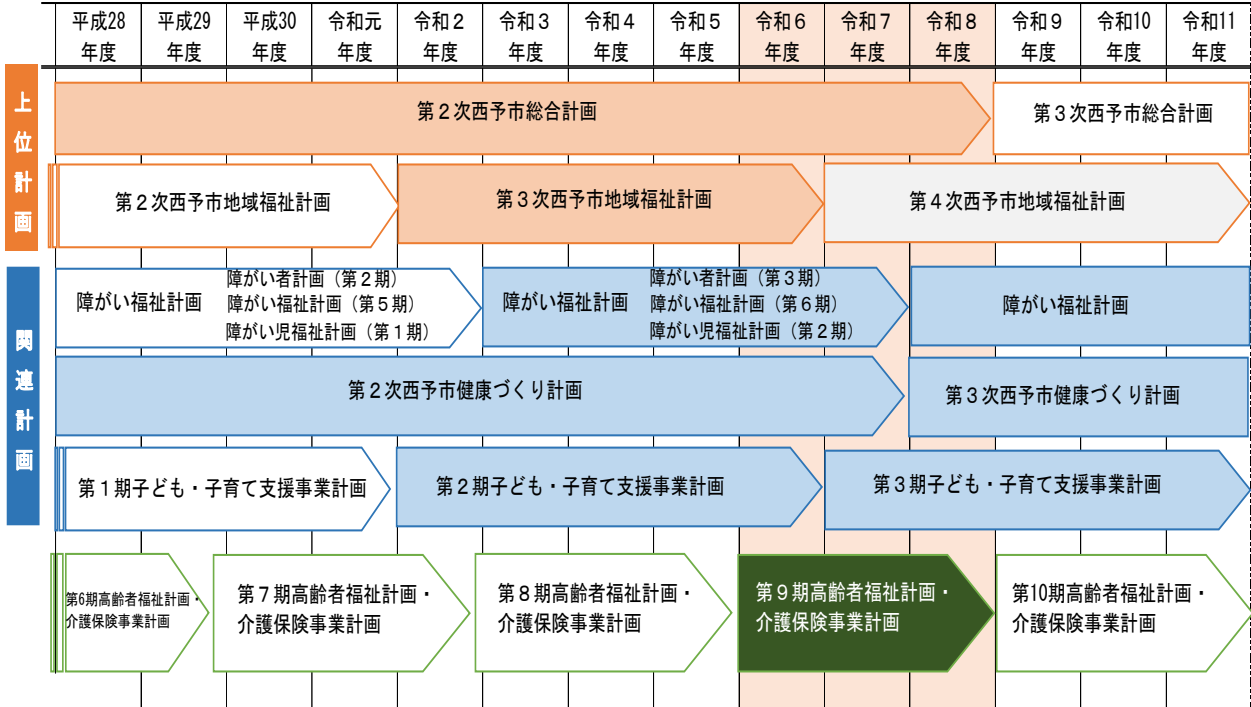
また、本市の計画との関連については、第2次西予市総合計画を上位計画とするほかに、地域共生社会の実現に向け上位計画と定められた地域福祉計画や、障がい福祉計画、健康づくり計画、地域福祉活動計画など、本市の福祉に関する計画と整合をとるものとします。

### 計画の位置づけのイメージ



## 4. 計画期間

本計画の期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間とします。



## 5. 進捗管理 (PDCAサイクル)

本計画では、年度ごとに事業等の進捗状況等を管理・点検し、介護保険計画推進会議において協議と評価を行うことにより、PDCAサイクルに沿った実効性のある計画の推進に努めます。

また、本計画における目標の達成度を定量的に把握し、分析・評価につなげるため、事業等を実施することで把握できる事業量を表す指標として活動指標を設定、事業等を実施することで発生した効果・成果を表す指標として成果指標を設定しています。

## 6. 基礎調査・意見聴取

本計画の策定に当たり、次の基礎調査及び意見聴取を行い、本市の地域課題や市民・事業者の要望等を踏まえ、施策等の検討を行いました。

### (1) アンケート調査の実施

市民や介護サービス事業者のニーズを計画に反映させるために、次のアンケート調査を実施しました。その結果については、市ホームページ等で広く公開しています。

#### ◆介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

調査時期	令和4（2022）年10月
対象者	要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者
調査方法	郵送による配布・回収
発送数	1,000票
回収数	675票
回収率	67.5%

#### ◆在宅介護実態調査

調査時期	令和4（2022）年10月～令和5（2023）年9月
対象者	在宅で生活している要支援・要介護認定を受けている西予市民のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける方
調査方法	介護認定調査員による聞き取り
有効回答票	127票

### (2) パブリックコメントの実施

本計画に広く市民の意見を反映するため、本計画（素案）に対する意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

### (3) 計画策定委員会の開催

本計画の策定にあたり、「西予市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」において、高齢者福祉にかかわりの深い団体等の代表者から意見をいただきました。